

## 水洗便所改造資金融資あっせん制度

市では、くみ取り便所を水洗便所に改造される方や、浄化槽を撤去して下水道管に接続される方に対し工事に要する資金の融資あっせんとその融資を行う金融機関への利子を補給する制度を設けています。

融資を希望される方は、工事契約時に指定工事店に申し出てください。指定工事店が手続きします。

融 資 額	
① 1戸につき	10万円以上70万円以内
② 2戸以上につき	140万円以内

融資の条件	
① 融資金の利子	2%までは無利子（市が負担します）ただし、2%を超えたものに係る利子相当額は借受人の負担となります。
② 貸付期間	36か月以内
③ 返済金	毎月1万円以上の元金均等割賦課方式

※ 延滞利息は借受人が負担することになっております。

対象・資格	
①	自己資金だけでは、工事費を一時に負担できない人
②	建物の所有者又は建物所有者の同意を得た使用者
③	償還金の弁済能力がある人
④	市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない人
⑤	供用開始の日から3か年以内に行う工事であること
⑥	連帯保証人を有する人
	※ 連帯保証人の資格
(1)	使用者が申請者となるときは、当該建築物の所有者であること
(2)	市内に居住していること（ただし（1）に該当する場合は、この限りでない。）
(3)	独立の生計を営んでいること
(4)	市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと
(5)	弁済能力を有すること

## ☆申請の流れ

- ① 水洗便所等改造資金融資あっせん申請書に必要書類を添えて、指定工事店に申し出てください。

↓

- ② 指定工事店が代行して下水道課又は各総合支所農林建設課の窓口へ申請書を提出します。

↓

- ③ 市で申請書の内容を審査し、融資あっせんの可否を決定します。その後申請者へ決定通知書を送付します。

↓

- ④ 申請者は決定通知書等を持って金融機関へ行き、工事完了までに金融機関と金銭消費貸借仮契約を締結してください。

↓

- ⑤ 排水設備工事完了後に市が工事の検査を実施します。検査合格後に市から金融機関に融資依頼書を送付します。

↓

- ⑥ 申請者は金融機関から融資を受け、融資を受けた月の翌月から元金と2%を超えた利子相当分の返済が開始されます。

### 申請に必要な書類

- ① 水洗便所等改造資金融資あっせん申請書
- ② 申請者と連帯保証人の市税納税証明書
- ③ 申請者と連帯保証人の印鑑登録証明書
- ④ 見取図1/2, 500及び平面図1/200以上
- ⑤ 融資対象工事費見積書

《お問い合わせ先》

岩国市役所下水道課 業務係

TEL 0827-29-5144